平成２３年（フ）第９２８号
埼玉県川越市大字今福1113番地22
破産者　大木　　健
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４号
神奈川県横須賀市平作１丁目10番５号
破産者　竹本　郁子
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７３号
新潟県新発田市豊町２丁目16番４号
破産者　水戸　知美
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１７３３号
愛知県あま市上萱津北ノ川25番地　Ｙ・Ｓタウン Ｅ棟103号
破産者　京和塗装こと　京田　邦彦
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８５０号
名古屋市南区弥生町211番地の１　富士見マンション201号
破産者　芳永　朋広
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８７３号
愛知県瀬戸市品野町４丁目239番地
破産者　大石　剛士
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０２９号
名古屋市西区栄生１丁目２番２号　名古屋厚生会館306号
破産者　重弘ルミコ
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２号
神戸市長田区東尻池町１丁目14番21号
破産者　生活応援舎こと　圓井　匡代
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３号
神戸市中央区二宮町２丁目６番15号　第二豊田ビル703号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町７丁目10番16―401号
破産者　廣島　匡良
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１９号
広島市安佐南区八木８丁目33番30―６―304号
破産者　三島　和惠（旧姓池田）
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７５号
広島市中区舟入町２番18―501号、住民票上の住所愛媛県松山市谷町甲221番地12
破産者　保田富士夫
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７４号
広島市安佐南区長束３丁目32番４―202号
破産者　岩崎　仁史
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８７号
広島市中区河原町15番20―10号
破産者　田中　美子
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８号
福岡県大川市大字津709番地３
破産者　古賀　康洋
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
北海道帯広市西16条北１丁目18番地10　タウン16・202号
破産者　神坂　和弘
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
宮城県大崎市古川小稲葉町３番36号　コーポヨコヤマ103号、開始決定時の住所宮城県大崎市古川小稲葉町３番36号　コーポヨコヤマ205号
破産者　坂井　義晴（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
宮城県大崎市古川小稲葉町３番36号　コーポヨコヤマ103号、開始決定時の住所宮城県大崎市古川小稲葉町３番36号　コーポヨコヤマ205号
破産者　坂井　昭子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第８号
宮城県加美郡加美町菜切谷字青木原28番地421
破産者　佐々木　勝
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
秋田県南秋田郡五城目町字上町133番地３
破産者　小玉重一郎
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部